

融資条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

当社は、融資条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備しました。

1．営業店の体制

- ① お客さまから融資条件の変更等のお申込みがあった場合には、「口頭」や「電話」など書面によらない方法による場合も含めて、お申込みの内容を必ず記録し、お客さまへの回答までの案件進捗管理を実施します。
- ② お申込みの受付においては、ご希望される融資条件の変更等の内容、お申込みに至る経緯、他の金融機関を含めたお借入の状況等をお伺いしますが、資料の作成などにおいて、お客さまに過度な負担をかけることのないように配慮します。
- ③ 各営業店の担当者は、各自が受け付けた融資条件の変更等のお申込みおよびその検討の進捗状況について、すみやかに、金融円滑化担当者を経由して、金融円滑化管理責任者に報告いたします。
- ④ 各営業店の金融円滑化管理責任者は、融資条件の変更等のお申込みをもれなく記録し、進捗管理を実施しているかを点検し、各案件の進捗状況を把握するとともに、対応が長期化してお客さまにご迷惑がかかることのないよう、金融円滑化担当者ならびに担当者を指導します。
- ⑤ 各営業店の金融円滑化管理責任者は、定期的に融資条件の変更等のお申込み、実行、謝絶、取下げおよび検討の進捗状況を取りまとめ、中小企業者のお客さまからのお申込みについては審査部審査企画グループへ、住宅ローン等をご利用のお客さまからのお申込みについては事務集中部ローン事務グループへ報告いたします。
- ⑥ 各営業店の金融円滑化管理責任者は、融資条件の変更等の案件が適切な経緯を経て完了していることを確認するとともに、案件の記録内容を法令等に基づき適切に保存いたします。

2．本部の体制

- ① 審査部審査企画グループは、事務集中部ローン事務グループと連携のうえ、各営業店からの報告を取りまとめ、定期的に「金融円滑化対応プロジェクトチーム」を通じて、取締役会等に報告いたします。
- ② 取締役会等は、報告内容を踏まえ、必要に応じて体制の見直し等を含めた対応改善等を「金融円滑化対応プロジェクトチーム」を通じて、関係各部に適宜・適切に指示いたします。